

国住備第8号

平成20年4月25日

都道府県 住宅主務部長 殿

指定都市 住宅主務部長 殿

独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理室長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来から公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところである。これを踏まえて、平成19年度版公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会編集）において、「枠組足場を設ける場合は、『手すり先行工法に関するガイドライン』（厚生労働省 平成15年4月）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。」と記載されたところである。

平成20年度における公共住宅の建設工事については、共通仕様書に基づく措置に加え、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

（都道府県宛）

また、貴管下市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

（指定都市宛）

また、貴管下地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

記

1. 足場に関連する日本工業規格としては、「先行形手すり（JIS A8961）」、「つま先板（JIS A8962）」等が制定されているが、本年3月25日に新たに「屋根工専用足場及び施工方法（JIS A8971）」が制定されたところであり、屋根工事における墜落事故を防止するため、同JISの施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。なお、日

本工業規格の内容については、日本工業標準調査会の HP (<http://www.jisc.go.jp/>) を参照されたい。

2. 足場の組立完了時及び供用中の日々の点検に当たっては、関係業団体等が作成したチェックリスト（足場の組立状況の安全性を確認するための点検表）を活用して効果的に安全管理を行うことを推奨すること。特に、足場の組立完了時の点検については、当該足場の組立作業を実施した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨すること。
3. 工事事務防止に係る広報活動として、請負者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 田中、鍛冶

03-5253-8111 内線 39-343、39-345